

# 板橋区立三園小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命または身体に大きな危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるとともに、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとの認識に立ち、学校・地域住民・家庭その他関係者との連携の下、全教育活動を通して、全教職員の協働により、いじめの未然防止、早期発見及び早期解決のための対策に関し、本校は、以下のとおり、いじめ根絶に向け基本方針を策定する。

## 第1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### 1 いじめ防止等に関する基本理念

- (1) 学校は、いじめがどの子どもにも起こりうる問題であることを踏まえ、子どもが元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、保護者と共にいじめの未然防止の充実に取り組む。
- (2) 学校・家庭・地域及び関係機関は、相互に連携を図りながら、全教育活動を通して、全教職員により、いじめの未然防止、早期発見・早期解決の取組の充実に図る。

### 2 いじめ防止等に関する基本方針

前文に示した認識を踏まえ以下のとおり三つの基本方針に基づき、取組を推進する。

- (1) いじめは、生命にも関わる重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) いじめは、誰にでも、どこにでも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に取り組む。
- (3) いじめは、心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとの認識に立ち、いじめの早期発見・早期対応に取り組む、早期解決を図る。

### 3 いじめ等の定義

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

#### (2) いじめ重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

#### (3) いじめ解消について

- ① 少なくとも3か月以上、いじめに係る行為が止んでいること。被害の重大性からより長期の

期間が必要と判断される場合は、期間を延長する。

- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。本人及び保護者に対し、面談等により確認する。

#### 4 いじめ対策組織

(1) 名称：いじめ対策委員会

(2) 構成：校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、教務主任、関係学年担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、校長が必要と認める教職員及び関係機関等

(3) 役割：①三園小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の推進、進捗状況の確認及び評価  
②教職員の資質向上と意識啓発の取組の推進  
③児童、保護者、地域に対する情報発信と意識啓発  
④発見されたいじめ事案への対応  
(解決に向けての方針及び取組の決定、事実確認、進行管理等)  
⑤重大事態への対応

(4) 開催：委員会は常設とし、学期はじめ（4・9・1月）及びふれあい月間（6・11・2月）は定期開催とし、そのほか、状況に応じて随時開催をする。

#### 第2 いじめ防止等に関する取組

##### 1 いじめ防止の取組を推進する6つのポイント

【ポイント1】 軽微ないじめも見逃さない～教職委員の鋭敏な感覚によるいじめの認知～

- ①定義に基づく確実ないじめの認知 ②対応方針・役割分担の協議

【ポイント2】 教職員が一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む

～「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応～

- ③年3回以上の研修の実施 ④いじめ対策委員会についての理解  
⑤基本方針の理解 ⑥学校いじめ対策委員会への報告  
⑦重大事態の定義・対処 ⑧情報共有シートの活用 ⑨学校評価の活用

【ポイント3】 相談しやすい環境の中で、いじめから子どもを守り通す

～ 学校・家庭・地域の連携による教育相談体制の充実～

- ⑩児童アンケートの実施 ⑪SOS の出し方に関する教育の推進

【ポイント4】 子どもたち自身が、いじめについて考え行動できるようにする

～自己指導能力、多様性等を認め合う態度の育成～

- ⑫いじめに関する授業等の実施 ⑬いじめを許さない指導の徹底  
⑭合意形成や意思決定の場面の設定

【ポイント5】 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

～保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進～

- ⑮基本方針の周知 ⑯保護者への対応方針の伝達

【ポイント6】 社会総がかりでいじめに対峙する～地域住民、関係機関等との日常からの連携

- ⑰地域住民、関係機関等々の連携 ⑱重大性が高い事案への対応

## 2 いじめの未然防止の充実

### (1) 教育活動における、全教職員による取組の充実【ポイント1】【ポイント2】

- 全教育活動において、学年・学級を超え全教職員により、一人一人を大切にしながら、子どもの自発的・主体的な成長や発達を支える働きかけや見守りを推進する。

### (2) いじめに関する授業の実施【ポイント4】

- 年度初めに、全学級において、「いじめ総合対策【子供版】」（東京都教育委員会）や「子どもたちの健やかな成長のために（いじめ防止啓発資料）」（板橋区教育委員会作成）等を活用し、「暴力行為やいじめは決して許されるものではなく、事案によって暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当しうることを指導する。
- いじめの防止等への理解を深め、意識を高めるために、全学級において、いじめに関する授業を年3回実施する。内1回は公開し、保護者・地域への啓発を図る。

### (3) 道徳教育・人権教育の充実【ポイント3】【ポイント4】

- 「自他の違いやよさを認め、尊重し合う」など、自他の生命や人権を尊重し、相手を思いやる心やと態度を醸成する。
- 立場を変えて考え、話し合いながら考え深め、自分を見つめ直す活動を大切にする。
- 「SOS の出し方教育」「生命の安全教育」を各指導計画に即して全学年において実施する。

### (4) 授業改善の推進【ポイント4】

- みんなが「分かる」「できる」「参加・活躍できる」授業づくり。
- みんなを大切に、共に学ぶ授業規律の確立。「三園：授業のやくそく」
- 協力して学び合いながら、みんなで問題を解決する学習。

### (5) 豊かなかかわりの充実【ポイント4】

- 「三園：生活5つの習慣」や学校のやくそくなど、きまりやルールについて、その意味を理解し、すすんで守ることができるようにする。
- 他者とのかかわる様々な体験活動を通して、児童の社会性や豊かな人間性を育む。
- 学級活動や学校行事、クラブ活動、委員会活動、縦割り班活動、各教科・総合的な学習の時間の学習などにおいて、学級・学年、異学年と協力したり創り上げたりする活動を通して、自他のよさや大切さ、協力することや譲り合うことの大切さ、達成感などを実感として学ぶことができるようにする。
- ふれあい月間（6・11・2月）において、各学級における目標や取組等、児童主体の活動の充実を図る。

### (6) 校内相談体制の確立【ポイント3】

- 子ども、保護者がいつでも、誰にでも相談できるような校内相談体制を整える。
- 子どもや保護者に、スクールカウンセラーの活用や各種相談窓口について定期的に案内をするとともに、担任をはじめ、学年、養護教諭、専科等、誰にでも相談できるよう周知していく。
- 1学期に第5学年を対象として、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。また、ふれあい月間の生活アンケートに基づき、担任による面談の機会をつくる。

### (7) 保護者・地域・関係機関との連携推進【ポイント5】【ポイント6】

- 年度初めの保護者会で「学校いじめ防止基本方針」について周知を図る。
- 個人面談、日々の電話連絡や連絡帳等を活用して、保護者との情報共有をする
- ・保護者との情報共有を推進しながら、子どもを細やかに見守るとともに、学校・保護者・

地が協力をして、いじめをしない・許さない資質能力を育む。

- ・地域、関係機関（子ども家庭総合支援センター、教育支援センター、福祉事務所、警察等）とも定期的に情報を共有しながら、子どもたちを細やかに見守る。
- ・保護者・地域に対しても保護者会や個人面談、各種通信等を通して、いじめ防止に関する方針や取組等を発信し、理解、協力を求めていく。

### **(8) 教職員の資質向上【ポイント1】【ポイント2】**

- 「学校いじめ防止基本方針」についての共通理解及び共通実践の徹底。
- 教職員に対して、いじめ防止等に関わる校内研修等をふれあい月間を中心に年3回以上行い、資の向上を図る。

## **3 いじめの早期発見・早期対応の推進**

### **(1) 早期発見の推進**

#### **①相談体制の整備【ポイント3】**

- ・教職員等は、子どもたちの言動や様子、人間関係の様子を細やかに見守り、声をかけ、いじめやその予兆の把握に努める。
  - ・電話や連絡帳等を活用して保護者との連携に努め、小さいうちにいじめを把握できるようにする、
  - ・クロムブックを活用した心の健康観察の実施。
- ※その他、「1（6）校内相談体制の確立」参照。

#### **②定期的な調査【ポイント3】**

- ・いじめの早期発見のために、全学年を対象に年3回（6・11・2月）、定期的にいじめに関するアンケート調査を行う。

#### **③子どもがいじめを訴えやすい体制の整備【ポイント3】**

- ・校長室前に相談箱を設置。
- ・SCの紹介や保健室の利用、区や都の相談窓口等の定期的な紹介等。

#### **④校内の情報共有【ポイント2】**

- ・週1回程度、教職員の定期的な情報交換の場を設定し、子どもたちの様子やいじめ防止の取組等について、共有の徹底を図る。
- ・「いじめ認知・対応カード」による情報の共有徹底（電子データ）。

### **(2) いじめ対策委員会を中心とした速やかな組織的な対応**

#### **①いじめの疑いがある事案を把握したときの処置【ポイント2】**

- ・いじめの疑いに関する情報を把握した場合は、委員会が中心となって、速やかに事実の有無の確認を行うための聴取り調査等を行う。

#### **②いじめの事実を把握した場合の処置【ポイント2】【ポイント6】**

- ・いじめが認められた場合は、委員会でいじめ改善に向けて協議し、校長が対応方針を決定し、全教職員が協力して対応する。

##### **(ア) いじめの実態の把握**

- ・関係児童全員から速やかな事実確認を行う。

##### **(イ) いじめを受けた子ども等への対応及び支援**

- ・「あなたを学校全体で守る」という学校全体の意思を伝達する。

- ・被害児童の保護者へ速やかに連絡をする。
  - ・スクールカウンセラーによる被害者の子どもへのカウンセリングを行う。
  - ・必要に応じてスクールソーシャルワーカーなどを活用し、保護者への支援・助言を行う。
  - ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするための必要な処置を講じる。
- (ウ) いじめを行った児童等への対応及び処置
- ・速やかに事実確認を行い、被害の子ども保護者に続き、加害の保護者にも連絡を行う。
  - ・いじめが認められた場合は、いじめをすぐにやめさせ、教職員や関係機関等の連携により、いじめを受けた児童または保護者への支援を行いながら、いじめを行った児童等に対する指導や保護者に対する助言を継続的に行う。
  - ・必要に応じて、保護者の了解を得た上で、いじめを行った児童に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等の処置を行う。
  - ・いじめを受けた児童の心情を配慮した謝罪の場を設定するとともに、スクールカウンセラーと連携し、その後の様子の観察や面談を定期的に行う。
  - ・学級を立て直すために、ルールの再編と徹底、温かい言葉かけ、よりよい人間関係を築く指導や活動等を行う。
  - ・いじめを見ていた子どもが自分の問題として捉えられるように指導。
- (エ) 保護者間での情報の共有等
- ・保護者による子どもへの指導を通していじめの再発防止を図るとともに、保護者同士のトラブルを防ぐため、いじめの事案にかかわる情報を、これらの保護者と共有する場の設定やその他必要な処置を行う。なお、被害の状況等に応じて保護者会等の開催を検討する。
- (オ) 警察等の刑事司法機関との連携
- ・いじめが犯罪行為と取り扱われるべきであるものと認めるときは、躊躇せず所轄の警察署と連携して対処するものとする。

### (3) いじめの重大化を防ぐための取組

(参照「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」(こども家庭庁・文部科学省 R7,11))

#### ①いじめの重大化を防ぐための対応

##### (ア)子どもの言葉の聞き取りと深い理解に基づく対応

- ・まず、子どもの話を傾聴
- ・事実確認と心情にも焦点
- ・オープンクエスチョン

##### (イ)言葉以外のサインの察知

- ・言葉の裏にある本音や背景
- ・声のトーン、表情、態度、体調
- ・保護者との連携

##### (ウ)特別な支援を必要とする子どもに対する理解

- ・一人ひとりの特性に対する理解
- ・多様性の尊重
- ・自他理解

##### (エ)特別な支援を必要とする子どもに対する支援

- ・特性への理解とそれに応じた支援
- ・不公正な接し方や不適切な対応による「傷つき体験」の防止
- ・SC,SSW,医療や福祉など専門機関との連携

##### (オ)子どもが傍観者にならないための環境づくり

- ・教職員と子どもとの信頼関係の構築
- ・相談しやすい関係と環境づくり
- ・いじめを許さない気運醸成
- ・いじめについての理解を深める授業の実践
- ・いじめを防ぐ・解決する力をみんなもっている

(カ)いじめ対策における組織的対応

- ・いじめ対策委員会を中核とした取組の推進と迅速な対応
- ・全教職員による情報の共有と共通実践

(キ)いじめを行った子どもへの対応

- ・いじめの重大性を認識できるような毅然とした対応
- ・加害の背景の把握と当該の子どもに応じた継続的支援

(ク)地域の関係機関との連携

- ・地域の専門機関（医療、福祉、行政、警察など）と連携した対応
- ・関係機関との日常的な連携

(ケ)保護者・地域と協働したいじめ対策

- ・「学校いじめ防止基本方針」の周知
- ・保護者・地域住民への取組や協力依頼等の発信

(コ)法、基本方針、ガイドラインに基づく対応

- ・法や基本方針、ガイドライン等についての研修充実

②いじめの重大化につながり得る要素・特徴

- (ア)教職員の学級環境、子ども間トラブルへの慣れ
- (イ)進級・進学、転校等の環境の変化
- (ウ)交際関係の開始・解消、性的ないじめ
- (エ)インターネット・SNSにおけるいじめ
- (オ)閉鎖的な集団におけるいじめ

4 いじめ防止対策年間計画

学期	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関する情報共有【情報共有】</li> <li>○児童理解や児童への言葉かけ【信頼関係構築、未然防止】</li> <li>○居場所と絆のある学級・専科経営【自己有用感、豊かなかかわり】</li> <li>○校内研究【自己実現、自己有用感、協働的な学び】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内研究の公開授業【自己実現、自己有用感、豊かなかかわり】</li> <li>○学級の課題についての話し合い、当番・係・委員会活動【社会参画意識、自己有用感】</li> <li>○縦割り班活動【豊かなかかわり】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日頃の連絡連絡【情報共有】</li> <li>○取組等の発信(各種通信、学校HP)【周知・啓発・連携】</li> </ul>

1	<p>○いじめ防止基本方針、いじめ対策についての共通理解 【組織体制の確立、共通実践】</p> <p>○いじめ対策委員会 【方針決定、情報共有、早期発見・対応】</p> <p>○生活指導全体会【情報共有】</p> <p>○全員面接(5年)【相談体制確立、早期発見】</p> <p>○生活アンケートの実施と対応 【早期発見・対応】</p> <p>○いじめ防止研修</p> <p>○いじめに関する授業 (土曜授業プラン)【発信】</p>	<p>○1年生を迎える会 【豊かなかかわり、社会参画】</p> <p>○縦割り班活動 【豊かなかかわり】</p> <p>○にこにこ挨拶週間 【豊かなかかわり】</p> <p>○ふれあい月間(生活アンケート、子ども主体の取組、いじめに関する授業) 【いじめ防止の意識向上、豊かなかかわり、早期発見・対応】</p> <p>○宿泊行事【豊かなかかわり】</p>	<p>○保護者会(いじめ防止基本方針、いじめ対策についての説明) 【周知・啓発・連携】</p> <p>○授業公開 【取組の発信、情報共有】</p> <p>○個人面談 【情報の共有・連携】</p>
2	<p>○いじめ対策委員会 【方針決定、情報共有、早期発見・対応】</p> <p>○生活アンケートの実施と対応 【早期発見・対応】</p> <p>○いじめ防止研修</p> <p>○いじめに関する授業【発信】</p>	<p>○運動会、展覧会【自己実現、自己有用感、成就感、豊かなかかわり、行事への参画】 【ペア学年交流】</p> <p>○ふれあい月間(生活アンケート、子ども主体の取組、いじめに関する授業) 【いじめ防止の意識向上、豊かなかかわり、早期発見・対応】</p>	<p>○授業、行事の公開 【取組の発信、情報共有】</p> <p>○個人面談 【情報の共有・連携】</p>
3	<p>○児童に関する情報交換</p> <p>○配慮を要する児童についての共通理解</p> <p>○いじめアンケート分析</p> <p>○いじめ防止基本方針、いじめ対策についての検証、見直し</p> <p>○いじめに関する授業</p>	<p>○にこにこ挨拶週間 【豊かなかかわり】</p> <p>○ふれあい月間(生活アンケート、子ども主体の取組、いじめに関する授業) 【いじめ防止の意識向上、豊かなかかわり、早期発見・対応】</p> <p>○6年生を送る会 【豊かなかかわり、感謝】</p>	<p>○授業、行事の公開 【取組の発信、情報共有】</p> <p>○保護者会 【周知・啓発・連携】</p>

### 第3 重大事態への対処

#### 1 重大事態の定義(いじめ防止対策推進法第28条第1項より)

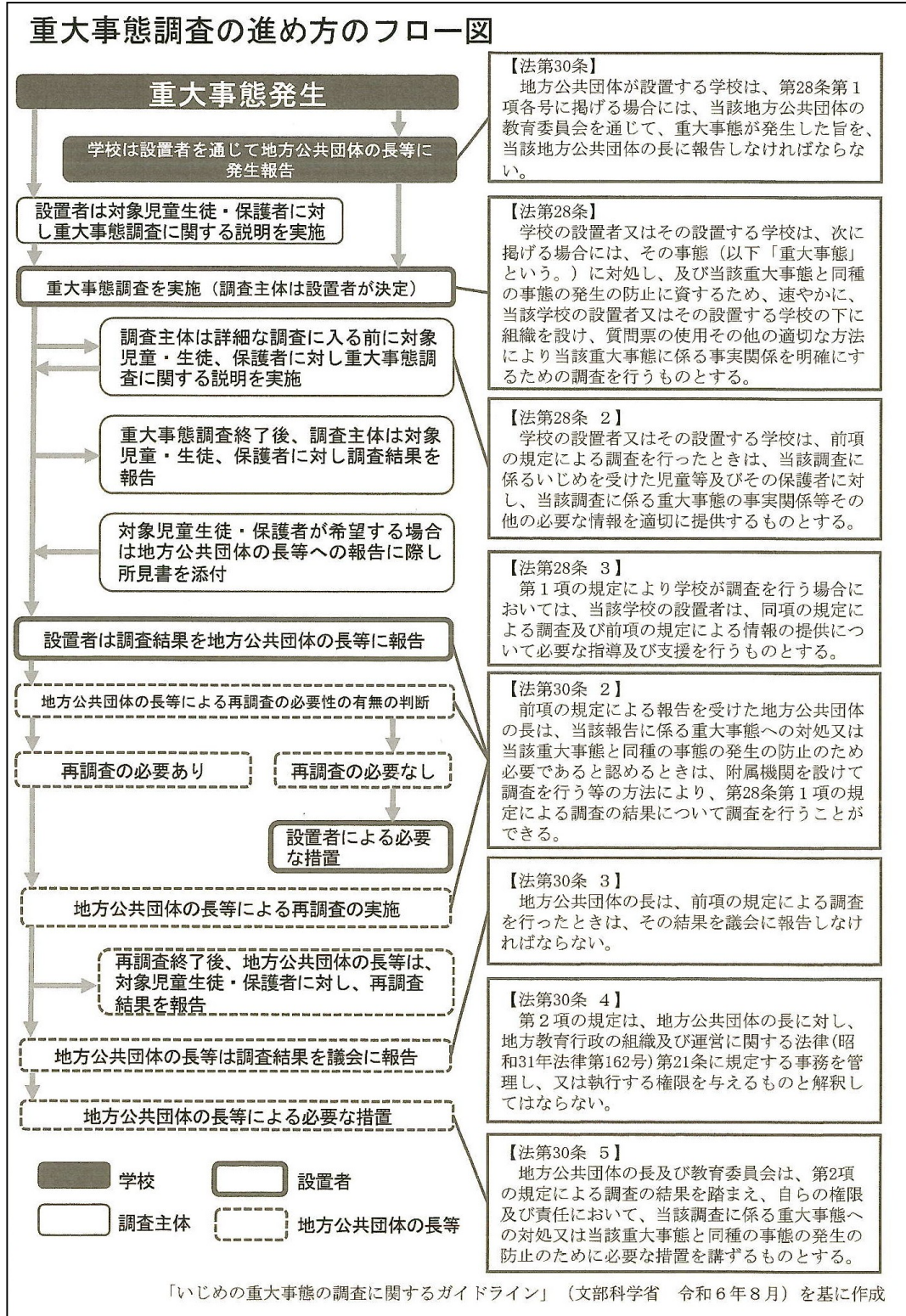
- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。※1
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。※2

※1 児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等。

※2 年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手。

2 重大事態への対処

- (1) 重大事態が生じたとき、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき、また、その疑いがあるときは、速やかに教育委員会に報告し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省 R6,8 改訂)に基づき調査を進め、対応する。(「重大事態対応フロー図(後掲)」参照)
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ調査委員会」を設置する。事案に応じて第三者も加え、当該調査の公平性、中立性を確保するよう努める。



(「東京都いじめ総合対策【第3次】 上巻「学校の取組編」より)」